（法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準）

第百十条の三　防火設備の遮炎性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

第百十二条第一項各号列記以外の部分中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準（第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物又は同条第三項」に、「又は法第六十七条の二第一項第一号に掲げる基準」を「若しくは法第六十七条の三第一項」に、「又は第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「に掲げる基準又は一時間準耐火基準」に、「同号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項ただし書の規定により第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項」を「第二十七条第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項」に、「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に、「若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準」に、「同号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第九項中「準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」を「準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」に改め、同条第十項中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項ただし書中「そで壁」を「袖壁」に改め、同条第十三項中「のいずれか又は同条第二項各号」を「、第二項各号又は第三項各号」に、「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第十五項中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に、「そで壁」を「袖壁」に、「すき間」を「隙間」に改める。

第百十三条に次の一項を加える。

3　第百九条の五に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第一項の規定に適合する防火壁とみなす。

第百十五条の二の二を削る。

第百十五条の三の見出し中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第百十五条の四中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。

第百十六条第一項中「第二十七条第三項第二号」を「第二十七条第三項第二号」に改め、同項の表火薬類（玩具煙火を除く。）の項中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改める。

第百二十八条の三第五項中「準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」を「準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」に、「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

第百二十八条の四第一項第一号の表中

耐火建築物	準耐火建築物

を

耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）	準耐火建築物又は特定避難時間が四十五分間以上一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物

に、

一　この表において、耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。
二　この表において、耐火建築物は、法第八十六条の四の規定により準耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により耐火建築物とみなされるものを含む。

を

一　この表において、耐火建築物は、法第八十六条の四の規定により準耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により耐火建築物とみなされるものを含む。

に改める。

第百二十九条第一項中「又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物」を「、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物」を「、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第百二十九条の二第一項中「、又は不燃材料で造られた」を「若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物である」に改める。

第百二十九条の二の二第一項中「、又は不燃材料で造られた」を「若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物である」に、「、第三項第一号」を「並びに第三項第一号」に改める。

第百二十九条の二の三第一項第一号ロ中「壁」を「主要構造部である壁」に、「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するもの」を「その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

(2)　壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3)　外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(1)中「第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同号ハ(2)中「第百十五条の二の二第一項第四号ハに規定する構造であるものが」を「、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、」に改める。